

別の車（普通自動車）へ乗り換えた場合

<乗り換え時の注意点>

既に減免となっている車から別の車（普通自動車）に乗り換えた場合、その車に対しての減免申請が必要となります。

※別の車（普通自動車）の減免申請については、総合県税事務所（自動車税部）まで問い合わせ願います。

電話番号

住所

055-262-4662

笛吹市石和町唐柏1000-4

<乗り換え時の助成対象期間>

前車を廃車・名義変更など行った日から、新しい車への減免申請を行うまでの期間が1ヶ月以内の場合、中断期間なく継続します。

しかし、1ヶ月を越えた場合は翌月以降の給油分から請求可能となります。→例①

例① 前車を廃車・名義変更など行った日が10月14日、次の車への減免申請日が、11月25日とした場合、翌月12月からの給油を助成対象とします。

<必要書類について>

通常の燃料費請求に必要な書類に加え以下が必要となります。

- ・ 廃車日又は名義変更した日を記入したメモ

例

山梨〇〇〇す□□□□

令和△年△月△日廃車

別の車（軽自動車）へ乗り換えた場合

<乗り換え時の注意点>

既に減免となっている車から別の車（軽自動車）に乗り換えた場合、その車に対しての減免申請が必要となります。しかし、減免申請を随時受付けていない市町もあるため、乗り換え時に限り軽自動車の購入日を減免日とみなし、その日からの給油を助成対象とします。ただし、次回の減免申請受付期間中に申請を行わなかった場合、その年に給油した分は助成対象外となります。

※減免申請受付期間、必要書類等はお住まいの市役所・役場に確認願います。

<その他注意点>

別の車（軽自動車）の購入日が、前車を廃車・名義変更などしてから1ヶ月を越えた場合は、購入日の翌月以降給油した分から請求可能となります。→例①へ

例① 前車を廃車・名義変更など行った日が10月14日、次の車の購入日を11月25日とした場合、翌月12月からの給油を助成対象とします。

<必要書類について>

通常の燃料費請求に必要な書類に加え以下が必要となります。

- ・ 廃車日又は名義変更した日を記入したメモ

例

山梨〇〇〇す□□□□

令和△年△月△日廃車